

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会 御中

以下のとおり、標記のパブリックコメントを提出します。

民放労連（日本民間放送労働組合連合会）

中央執行委員長 赤塚 オホロ

〒160-0008 新宿区三栄町 17 木原ビル

（意見の要約）

今回の答申案では、法体系見直しの必要性もそもそも不明確である。また放送業務に対する認定手続きの導入は放送内容に対する直接的な法規制となり、憲法が保障する「表現の自由」をないがしろにしている。とくに、この法体系をどういう行政機関が所管するのかについてまったく言及がなく、独立行政委員会などによる間接行政の導入を改めて検討すべきである。

1 法体系見直しの必要性

答申案では、なぜ「総合的な法体系」である必要があるのか、なぜ「伝送設備」「伝送サービス」「コンテンツ」という三つの視点から現行の法体系を見直すのか、未だ十分な説明がされていない。また見直しにあたって挙げられている五つの目的には、現行の放送法第一条で明記している「表現の自由の確保」や「健全な民主主義の発達」が含まれていない。「情報の自由な流通」や「迅速かつ柔軟な事業展開」などと産業振興的な側面ばかりが強調され、通信・放送の文化に果たす役割をないがしろにしている。

また、2011年7月24日を期限として進行中の地上テレビ放送の完全デジタル化計画にはさまざまな課題が噴出しており、その解決に全力をあげるべきところ、答申案のいう「2010年という節目」にこだわって拙速に放送のあり方に大きな影響を与える法制化を進めることは、無用の混乱を招きかねない。

4 コンテンツ規律

コンテンツと総称される放送番組の内容・ソフトに関しては憲法二一条が保障する表現の自由が欠かせないが、答申案にはその前提が欠けている。また伝送路が有線か無線か、有料契約放送か無料広告放送かなど、伝送設備の特性と表現内容の（自律的な）規律は不即不離の関係にあると考えられ、ハード・ソフトを水平分離したうえでコンテンツ規律を集約・大括り化することがいったい合理的な法体系となるのか、根本的な疑問を感じる。

・放送業務の認定手続き

放送において、設備のみならず放送業務についても認定手続きを導入することは、現行の電波法に基づく施設免許制度と根本的に異なり、放送内容に対する直接的な規制となって、憲法二一条に抵触するおそれが強い。現行の放送法では罰則のない倫理的規定であるはずの番組編集準則、番組調和原則が放送局に対して一定の強制力を伴うことになれば、放送内容に踏み込んだ過度な規制となる。放送番組の種別や放送時間の公表は、視聴者に対する情報公開の観点からは促進されるべきかもしれないが、あくまでも放送局の自律的な判断のもとで行われるべきものであり、法規制によって放送局に強制されるようなことがあってはならない。

・表現の自由享有基準

言論・表現の多様性・多元性・地域性を確保するための「表現の自由享有基準」は、現行でもすでにほとんど形骸化しており、これ以上緩和すべきでない。情報の一極集中などの弊害を排除するためには、むしろ規律の強化を検討すべきである。答申案は全体的に、現行の県域免許制度の根幹をなす放送の地域性についての認識が欠如している。

・オープンメディアコンテンツ

「オープンメディアコンテンツ」という概念は定義が不明確だが、この分野に新たな内容規制を導入しないことにした点は評価できる。しかし「これらの取り組みを進め、その結果を踏まえる」と、今後の規制の余地を残している点には懸念を覚える。もともと、「違法な情報」は既存の法律に抵触することから「違法」とされているのだから、その法律で対応すれば十分なはずで、ことさらにコンテンツ規律を設けるのは屋上屋を架す過剰な規制である。また、「有害な情報」は何が「有害」なのか、規制する側による恣意的な拡大運用の危険性がある。既存の法規制も改めて見直し、インターネットの世界は基本的に自由の原則を確立すべきである。

8 その他の論点 及び9 総括

「通信・放送の総合的な法体系」と称しながら、NTT法を対象外としていることは、「看板に偽り」がある。同様に、現行の放送法の条文の多くがNHKに関する条項であることを考えれば、この答申案におけるNHKに関する検討は、明らかに不十分である。

このほか、ラジオについてほとんどまったく検討した形跡がなく、議論の進め方に根本的な問題があったと思わざるを得ない。

とくに、この法体系をどのような行政機関が所管するのかについて、答申案でまったく言及されていないのは議論の欠陥というほかない。放送内容の規制に踏み込むような議論をするのならなおのこと、総務省による放送局への直接免許制度を改め、諸外国では常識となっている、独立行政委員会などによる間接行政の導入を、この機会に積極的に検討すべきである。

以 上